

いの町農業委員会議事録

日 時 令和3年5月31日(月) 14時00分～14時45分
場 所 いの町役場1階 いのホール

出席委員 11名

1	北川 善雄	出	尾崎 博達	—
2	井上 繁利	出	森田 弘志	—
3	筒井 延代	出	小松 保喜	—
4	尾崎 一章	出	山中 久光	—
5	大原 美智子	出	氏原 憲明	—
6	和田 光正	出	西野内 國廣	—
7	池澤 秀幸	出	日野 直宏	—
8	森田 健一	出	中岡 弘明	—
9	水田 亮	出	山本 武巧	—
10	刈谷 真幸	出	水田 博章	—
11	伊東 豊江	出	山岡 孝志	—

農業委員会事務局 3名

本川分室	石川 晃
吾北分室	公文 奏瑠
書記	大川 智史

議 題

- 第27号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第28号議案 非農地証明願について
第29号議案 いの町農用地利用集積計画に対する諮問について
第30号議案 地籍調査委事業区域における農地地目変更について

議 長 今月は、新型コロナウイルス感染症の特別警戒中となっておりますので(人数を減らすため)推進委員さんは欠席となっております。案件の説明は事務局から行います。短期間での集中審議を行います。第27号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員は欠席ですので引き続き事務

局から発言をお願いします。

大 川 冒頭会長からもお話があった通り新型コロナウイルス特別警戒発令による会議の規模縮小のため推進委員は欠席となります。私と推進委員とで現地を確認しましたので委員の意見を代わりにお伝えします。

受付3について、場所は波川の池田紙業の裏手にある農地になります。現況は今も作付ができる状態になっており譲受人も自分の土地で耕作されている方なので問題はないと中岡委員よりお聞きしております。

受付4は、場所は勝賀瀬地区で、土佐自由学校から山手に入ったところに勝賀瀬の集落があり、そのすぐ傍にある土地です。譲受人は地元の方で自作地は少ないですが草刈もして野菜も作られていますので問題はないと尾崎委員からはお聞きしております。

受付5、6は、八田の県道から奥田川を挟んだ向こう側にある農地です。放棄されているところではありますが山本委員のお話では他の農地よりは条件が良い場所で、耕せばいつでも復元ができるそうです。譲受人は建設機械を持っており、耕作計画書にある通り作業を手伝ってくれる方もいらっしゃるそうです。計画に具体性があるようですので山本委員からは問題はないのではないかとお聞きしております。受付6も同じく八田で、高速道路の近くに広がる田の中の一筆で、八田の泉のすぐ傍にあります。耕作放棄地されておりますが刈ればすぐに耕作ができるのではないかとお聞きしております。もう一筆は勝賀瀬の影という場所です。土佐自由学校の前の川を渡ったところにある農地で、既に耕作ができる状態になっています。受付5同じ方で、人から農機具を借りて作業をするとのことでした。

公 文 受付7について説明します。場所は国道194号線の旧下八川小学校の向かい側になります。5月25日に山中委員と現地を確認しました。現地は茶畑になっていて今後も適切な管理が見込まれるとのことで、問題はないそうです。受付8については、旧下八川小学校から入った十田線の終点付近の集落にあります。5月21日に山中委員と現地を確認しました。現地も適切に管理するとのことで問題はないとお聞きしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら許可することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで許可をいたしたいと思います。続きまして28号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員は欠席ですので引き続き事務局から発言をお願いします。

大 川 受付1については森田委員と現地を確認しました。場所は伊野地区の天神です。相生ポンプ場の東側にありまして畑ではなく完全に倉庫になっております。固定資産税の評価についても昭和62年から倉庫として課税されていることを確認しました。市街化区域にある農地であり非農地化して20年以上経っておりますので問題はないとの意見をお聞きしております。

受付2については中岡委員と現地を確認しました。場所は農業大学の裏の道を山側に入ったところです。山林・原野化しており復旧は不可能であるとの意見を頂いております。特に問題はありません。受付3については嶋ゴルフセンターの向かい側です。33筆全てが山林化しておりますので復旧は不可能であるとの意見を頂きました。問題はないとのことです。

公 文 受付4について、5月24日に小松委員と現地を確認しました。現地は山林化しており町道も通っているので非農地として証明することに問題はないと意見を聞いております。

議 長 この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、証明することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで証明をしたいと思います。続きまして第29号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員は欠席ですので引き続き事務局から発言をお願いします。

大 川 受付20(1)について尾崎委員と現地を確認しました。設定箇所は勝賀瀬の集落の中にあります。3条の議案でも説明しましたが借受人は勝賀瀬の集落にお住まいの方で、自宅周辺の土地を借りて耕作するとの内容です。現地を見てもいつでも耕作ができる状態になっており、一か所だけ荒れている土地がありましたが本人に連絡を取ったところすぐに草刈りを行っていただき、既に解消されています。本人も地元で耕作されている方ですので問題はないと意見をお聞きしております。

議 長 この件につきましてご質問等ございませんか。

森 田 過去の案件で、貸借期間を20年に設定された例はあるのですか？

大 川 私の方からも本人に20年は長過ぎるのではないかと確認を取ったところ、子供さんが退職後に引き継いで耕作するということで20年に設定されているようです。利用権自体は相続権が発生しますので子供さんが引き継いで耕作することは可能です。

森 田 子供さんの年齢は？

大 川 詳細にはお聞きしておりませんがあと2～3年で退職するぐらいの年齢だそうです。

森 田 60歳だとしても20年経つと80歳になってしまいますが。

大 川 申出者も同じような年齢なので無理でしょうと言にくいところはあります。

議 長 もし申出者が亡くなられた場合は子供さんにもう一度設定し直して貰ったほうが良いのではないのでしょうか。

森 田 期間を短くしたほうが良いと思います。

大 川 そのような内容で答申していただく分には全く問題ありません。

議 長 そういうふうに答申するのが良いと思います。

大 川 では、期間はどのようにしますか？

議 長 10年ぐらいが良いのではないのでしょうか。

筒 井 10年で設定して、仮に期間中に亡くなったら再設定をして貰うという内容にしてはどうでしょうか？

大 川 仮に10年以内に耕作ができなくなったとしても子供さんが引き継いで耕作をする分には手続きは不要です。仮に再設定をするとなれば一旦お互いが合意解約をして、それから再設定をするという形になります。

筒 井 ないとは思いますが20年契約をしていれば、本人が亡くなったとしても子供が権利を主張することも可能ということですか。

大 川 可能です。では十年ぐらいいに変更するようにというお答えを返して構いませんか？

議 長 条件付きで答申することに意義はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで答申をいたしたいと思います。続きまして第30号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、問題ないということで答申することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで答申をいたしたいと思います。

《閉会の挨拶》

以上、会議の顛末を記載し、相違ない事を認めここに署名する。

令和 3 年 6 月 29 日

会長 北川 善雄

署名委員 尾崎 一章

署名委員 大原 美智子